事　務　連　絡
令和８年 11 月 12 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省保険局医療課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）のシステム停止期間中における参加登録等の取扱いについて

記

平素より、院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）の実施に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

JANIS については、令和８年 10 月 27 日に発生したサイバーセキュリティ事案を受け、現在、登録医療機関向けシステムを停止しており、参加医療機関からのデータ提出を受け付けることができない状況となっています。

今般のシステム停止によりデータを提出できないことは、「院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る医療機関の参加要件について」（令和５年３月 29 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）における、一定期間データの提出がない場合の JANIS の参加登録の抹消に該当することはありません。

したがって、システム停止期間中も、JANIS への参加登録は継続し、既に発行している参加証明書は引き続き有効です。また、今般のシステム停止を理由として、JANIS への参加を要件とするサーベイランス強化加算等の施設基準に係る届出の取下げその他の手続を行う必要はなく、引き続き算定することが可能です。

なお、参加登録証明書の発行が必要な場合は、JANIS 事務局（janis-question@nih.go.jp）まで御連絡ください。

システムの再開時期、再開後のデータ提出方法及び提出期限については、改めてお知らせします。

参加医療機関の皆様には御不便をおかけしておりますが、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上

問い合わせ先
感染症対策部感染症対策課
院内感染対策サーベイランス（JANIS)事務局
電話番号：03－3595－2263
メールアドレス：janis-question@nih.go.jp